平成２１年（フ）第２０８号
鳥取県米子市紺屋町27番地
債務者　松田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２０９号
鳥取県米子市紺屋町27番地
債務者　松田　雄生
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３１８号
広島県東広島市高屋町小谷1905番地17
債務者　開本　真司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０９号
広島県安芸郡府中町浜田本町１番４号
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３８号
広島市佐伯区五日市中央５丁目11番14―203号
債務者　横山　清子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５０号
広島市西区南観音７丁目９番25―405号
債務者　伊藤　秀司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９７号
広島県東広島市三永２丁目10番９―301号エトワール三永
債務者　小倉　純一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２３号
広島市東区温品７丁目17番15号
債務者　西本　節子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３６号
広島市安佐南区川内５丁目24番20―503号
債務者　山本孝こと　金　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５号
広島県三原市本郷町南方141番地
債務者　土肥　　栄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
山口県下関市菊川町大字上大野20番地
債務者　松尾フジヱ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷29番地10
コーンフレールうめがとう206号
債務者　宮原美智子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
山口県下関市大字田倉54番地11、前住所山口県下関市大字小月町2990番地
債務者　飽田　匡司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
愛媛県新居浜市繁本町９番1043号、住民票上の住所愛媛県新居浜市大生院162番地の13
債務者　藤田　順士
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４９号
愛媛県四国中央市中曽根町291番地３
債務者　蝶野　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７１号
愛媛県新居浜市七宝台町乙73番地の９
債務者　笹川　信男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７９号
愛媛県新居浜市新田町１丁目５番131号
債務者　西川五津子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７３７号
高知市西塚ノ原160番地36
債務者　森本　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係